

11 帯状疱疹ワクチン及びおたふくかぜワクチンの早期の定期接種化について

(長野県)

予防接種には、国民個人の生命・健康を守る「個人防衛」の役割に加え、多くの国民が予防接種を受けることで社会全体からその感染症が減り、予防接種を受けていない国民も感染症から守られる「社会防衛」の役割があり、結果的に医療体制の確保や医療費の軽減、ひいては社会経済活動の維持などにもつながる。

国においては、これまででも帯状疱疹ワクチン及びおたふくかぜワクチンの定期接種化に向けての検討が行われており、現在も審議が続いている。

帯状疱疹は、その後遺症により長期に渡ってQOLの低下が生じる可能性が高く、高齢になるにつれて罹患率が高くなることから、急速な高齢化に伴う患者の増加が懸念されている。また、おたふくかぜについては、合併症が一定割合で生じており、集団感染も起きやすいことから、両疾患のワクチンとともに早期の定期接種化が望まれている。

これらの予防接種に対しては、接種費用が高額であるなどの理由から、一部の地方自治体において独自の助成が行われているが、対象者の年齢や助成額など、その内容は地方自治体の財政力等により異なっており、居住する地方自治体により被接種者の経済的負担の格差が生じている。

については、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 帯状疱疹ワクチン及びおたふくかぜワクチンについて、接種の有効性・安全性を十分に検討した上で、早期に定期接種化を実現すること。

2 定期接種化にあたっては、その薬価が高額であることも踏まえ、地方自治体の財政状況にかかわらず、全国どこでも被接種者の自己負担額が低額に抑えられるよう、国の責任において十分な財政措置を講じること。